

ゼロ災トライアル実施要綱

1 趣旨

1年間を通して労働災害撲滅のための取組を行うほか、各事業場にはゼロ災の達成に向けた取組を推進することで、「無災害記録証(厚生労働省)」、「中小企業無災害記録証(中災防)」、「建設業無災害表彰(厚生労働省)」や「安全衛生に関する優良企業公表制度(厚生労働省)」の取得・認定を目指していただくこと。

2 取組期間

毎年1月1日から12月31日

3 目標

・『死亡労働災害及び休業労働災害の発生ゼロ』

(注) 本トライアルにおける『災害』とは、業務上の死亡災害のほか、1日以上の上休災害をいいます。

事業場に所属する労働者(派遣労働者を含む)の、「死亡又は休業」が必要となる負傷若しくは疾病を被る労働災害及び交通労働災害のことをいい、通勤途上における災害等業務外の災害は除きます。

また、目標にある『休業』とは、賃金支払又は休業補償の有無にかかわらず、災害発生日以降、1日でも療養のために所定労働時間の全部を休業した場合をいいます。

『ゼロ災』とは、上記の『災害』を当該実施期間中に1件も発生させなかったことをいいます。

なお、建設店社及び林業については、恵那労働基準監督署の管外の作業現場における災害についてもカウントしますが、下請事業場の災害は除きます。ただし、建設現場を1事業場としてゼロ災に取組む場合には、下請事業場の災害もカウントします。

- ・安全衛生優良企業の認定
- ・「無災害記録証(厚生労働省)」、「中小企業無災害記録証授与制度(中央労働災害防止協会)」、「建設業無災害表彰(厚生労働省)」による無災害記録の達成
- ・管内の事業場・労働者の安全衛生意識の高揚

4 共催者

(1) 恵那労働基準監督署

(2) ゼロ災トライアル実行委員会

恵那労働基準協会

同中津川・恵中・坂下・付知・福岡・加子母・明智・山岡・岩村・上矢作支部

(一社) 恵那建設業協会

(一社) 岐阜県トラック協会 恵那支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 岐阜県支部恵那分会

岐阜県花崗岩販売協同組合

紙パ安全衛生研究会

5 協賛者

(公社)岐阜県労働基準協会連合会、恵那労働基準協会

6 実施者

ゼロ災トライアルの趣旨に賛同し、本トライアルに参加する事業場。

7 共催者及び協賛者の実施事項

- (1) 共催者及び協賛者は、本実施要綱を公開して推進大会の周知・広報を行い、幅広くゼロ災トライアルへの参加を呼びかける。
- (2) 共催者は、事業場に対し「ポスター」、「実施要綱」、「無災害記録証授与規定」等を配付する。
- (3) 共催者は、実施者が期間中のゼロ災を達成した場合は、「ゼロ災達成状」を交付する。

8 実施者の実施事項

(1) 経営トップによる安全宣言等

- ① 労働災害の防止は事業者の責務であり、この責務を全うするには何よりも事業場トップが労働者の安全と健康を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組む必要がある。

事業場トップは、「自社において労働災害を起こさない。」という強い意思表示を行うこととし、労働災害防止に向けた方針を全労働者に対し表明する。

- ② 安全目標の設定、安全衛生計画の作成・実施・評価・改善にあたり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定め、この手順に基づいて労働者の意見を反映する。

(2) 安全衛生管理体制の確立と安全衛生管理の実施

- ① 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者などの選任と職務の履行
- ② 安全衛生委員会の設置運営と法定事項の審議
- ③ 安全衛生管理規程の作成と整備

(3) リスクマネジメントの実施

- ① 労働安全衛生マネジメントシステムの整備
- ② リスクアセスメントの実施
- ③ 本質的安全方策の適用、工学的対策、管理的対策、個人用保護具の使用によるリスク低減
- ④ 残留リスクの把握

(4) 労働災害防止の意識高揚のための取組

- ① 安全衛生旗の掲揚、ポスターの掲示、カウントダウン表の掲示、標語の募集・掲示、安全衛生関係資料の配付、安全衛生ニュースの発行、安全衛生大会の実施、安全衛生表彰などの実施
- ② 安全衛生パトロールと安全衛生点検の実施
- ③ 朝礼、KY活動、ヒヤリハット活動、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)、災害事例研究などの実施
- ④ 作業開始前の準備体操の実施
- ⑤ 作業標準の周知など安全衛生教育の実施
- ⑥ 労働者は事業場で定められた作業標準の遵守、不安全行動の禁止などの徹底
- ⑦ 労働者の家族、関係取引先などに幅広く周知し協力を要請

(5) 労働災害防止対策の実施

- ① 高所からの墜落・転落災害の防止
- ② KKCS(火災、感電、中毒、酸欠)に対する対策を充実
- ③ 機械設備によるはさまれ・巻き込まれ・切れ災害の防止
- ④ 転倒災害の防止(STOP!転倒災害プロジェクト)

- ⑤「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施
 - ⑥母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ⑦荷主等及び陸運事業者との連携による荷役5大災害の防止
(墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故)
 - ⑧交通労働災害の防止
- (6) 健康障害防止対策の実施
- ①長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止
 - ②化学物質による健康障害の防止 (ラベル表示・安全データシート (SDS) の交付・入手の徹底、化学物質に係るリスクアセスメントの確実な実施)
 - ③メンタルヘルス対策
 - ④治療と仕事の両立支援対策の推進
 - ⑤熱中症の防止 (STOP!熱中症クールワークキャンペーン)
 - ⑥粉じん障害の防止
 - ⑦腰痛予防
 - ⑧受動喫煙の防止

9 参加申込及び実施結果報告

(1) 参加申込要領

本トライアルに参加する事業場は、12月末日までに別途配付する「参加申込要領」に基づき、申込手続を行う。

なお、申込締切り後（取組期間中を含む）の参加申込も可とするが、取組期間途中から参加する事業場についても、取組期間は1月1日から12月31日までとする。

(2) 実施結果報告

本トライアル参加事業場は、取組期間翌年の1月31日までに、恵那労働基準監督署あてに「実施結果報告書」を提出する。

ゼロ災を達成し、達成状の交付を希望する事業場に対し、「ゼロ災達成状」を交付する。